

開議の宣告

田中敏雄議長 ただいまから本日の会議を開きます。

市長から、請願・陳情の処理の経過及び結果の報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしております。

会期の延長について

田中敏雄議長 日程第1、会期の延長についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日3月24日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を3月25日から3月27日までの3日間延長いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 ご異議なしと認めます。したがって、3月27日での3日間延長することに決定いたしました。

閉会中の継続審査の申し出について

田中敏雄議長 日程第2、請願第3号社会保障制度の一体改革を求めることについてより日程第4、陳情第2号武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に反対することについてまでの3件は、各常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からも申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

委員会調査の継続の申し出について

田中敏雄議長 日程第5、委員会調査の継続の申し出については、厚生常任委員長、産業建設常任委員長、文教常任委員長から、目下委員会において調査中の事項につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

請願第2号～議案第149号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄議長 日程第6、請願第2号子育て支援の充実を求めることについてより、日程第58、議案第149号公の施設の指定管理者の指定についてまでの53件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。委員長。

【厚生常任委員長（19番堀田賢逸議員）登壇】

堀田賢逸 厚生常任委員長 おはようございます。

厚生常任委員会に付託になりました議案52件、請願1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、委員8名全員出席のもと、平成18年3月16日午前10時5分から午後5時8分まで、17日は午前10時から午後5時10分まで、20日は午前10時から午後4時15分までの3日間、議案の審査を行いました。

説明員には、福祉環境部長、福祉事務所長、各関係課長、大和更生園長、各施設長、消防長外6名、横手病院、大森病院の各事務局長、その他関係者など約30名、書記には伊勢主査、佐々木副主査であります。

初めに、請願第2号子育て支援の充実を求めることについてであります。

本請願の趣旨は、子育て支援の充実を求めることについて政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、連合秋田横手地域協議会議長、高橋嘉氏から提出されたものであります。

本請願について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択することに決定いたしました。

次に、議案第4号横手市長寿祝金条例についてであります。

本案は、多年にわたり社会に寄与した高齢者に長寿祝い金を贈呈することにより、高齢福祉思想の啓発普及と高齢者福祉の増進を図ることを目的として、条例を制定しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「長寿祝い金に商品券を使用する考えは」との質疑に対し、当局より「合併前までは長寿祝い金の商品券の支給を全部あるいは一部行っていた町村はあった。横手市全域で使用できる商品券についての話し合いが商工会議所、商工会でできていない。今後検討する事項と考えている」との答弁がありました。

また、「100歳50万円支給は妥当な線なのか」との質疑に対し、当局より「合併協議で50万円に決まった。これまでの経緯を尊重していくことも大切と考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号横手市障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例についてであります。

本案は、障害者自立支援法が制定されたことに伴い、障害者への介護給付支給の判定を行う横手市障

害者介護給付審査会の定数等を定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「審査会のメンバー構成は」との質疑に対し、当局より「21人で構成したい。職种的には、医師、保健師、病院のケースワーカー、施設等の職員から選任したい」との答弁がありました。

「1次判定の区分判定はどこで行うのか」との質疑に対し、当局より「1次判定は県の講習を受けた市の職員が調査員として行うことになる」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号横手市犯罪被害者等基本条例についてであります。

本案は、犯罪被害者の支援に関する条例を制定しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「犯罪被害者の総合窓口を設けるとしているが、具体的にどこが担当するのか」との質疑に対し、当局より「総合窓口は本庁の市民課に置き、各地域局の市民生活課も受付窓口としたい」との答弁がありました。

また、「相談対象は」との質疑に対し、当局より「犯罪被害を受けられた方全部が対象となる。交通事故、DV、ストーカーなどの相談も受け付けることになる」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号横手市犯罪被害者等見舞金支給条例についてであります。

本案は、犯罪被害者等への見舞金支給に関する条例を制定しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「遺族見舞金30万円及び傷害見舞金10万円の金額は、県内統一か」との質疑に対し、当局より「この条例を定めている自治体は県内にはまだなく、全国的な例に倣った」との答弁がありました。

また「犯罪被害の相談業務は専門的な職種だと思うが」との質疑に対し、当局より「県の説明では、総合窓口は市役所でできること、例えば公営住宅のあっせんや保健福祉サービスなど他の関係機関との連絡調整や専門的部署への紹介など、総合的な情報の配信をするということであるので、必ずしも専門職を配置しなくてもよいということであった」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号横手市大森墓園条例についてであります。

本案は、横手市大森墓園の整備完了により、当該墓地の分譲及び管理をするための条例を制定しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「墓地区画の使用許可をどの程度見込んでいるか」との質疑に対し、当局より「18年度は約3割の50区画を見込んでいる」との答弁がありました。

また、「墓地の使用者の住所不明者をどのように把握するつもりか」との質疑に対し、当局より「毎年の管理手数料の納付の際にチェックできると考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号横手市大雄地域福祉センター設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、施設を効果的に運営するため、施設の管理を市長が指定する者に行わせることができるよう条例を改正しようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号横手市児童館設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、施設を効果的に運営するため、施設の管理を市長が指定する者に行わせることができるよう条例を改正しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「児童館の箇所数は」との質疑に対し、当局より「市内各地域に21カ所ある。中には町内会館として使用しているものがあり、基本的に払い下げについて町内会と相談していきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号横手市在宅介護支援センター設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、施設を効果的に運営するため、施設の管理を市長が指定する者に行わせることができるよう条例を改正しようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号横手市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、施設を効果的に運営するため、施設の管理を市長が指定する者に行わせることができるよう条例を改正しようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号横手市老人憩の家設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、施設を効果的に運営するため、施設の管理を市長が指定する者に行わせることができるよう条例を改正しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号横手市山内ほっとパレス「ゆうらく館」設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、施設を効果的に運営するため、施設の管理を市長が指定する者に行わせることができるよう条例を改正しようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号横手市防災センター設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、施設を効果的に運営するため、施設の管理を市長が指定する者に行わせることができるよう条例を改正しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「十文字防災センターの使用時間が正午から1時まで使用できないのはなぜか」との質疑に対し、当局より「管理人を委託しているため、管理人の休憩事件は使用させ

ないこととした。ただし、地域局の要望により時間を延長して使用する場合は、この限りではない」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号横手市コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、施設を効果的に運営するため、施設の管理を市長が指定する者に行わせることができるよう条例を改正しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号横手市出産祝金支給条例の全部を改正する条例についてであります。

本案は、出産祝い金の受給に係る申請手続を明確にし、一律の金額で支給するため、条例の全部を改正しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「支給資格について分娩前定住6カ月以上を1カ月にできないか」との質疑に対し、当局より「1カ月では定住の判断は難しいことや、制度を悪用されるおそれがあることなど、種々の要因を考え6カ月とした」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号横手市平鹿町ゆとり館の浴場等の使用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、高齢者への減免規定の見直し及び使用時間区分により、料金設定を統一するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号横手市営診療所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、使用料及び手数料等の運用規定を定めるとともに、診療所の統一化を図るため条例の一部を改正しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「横手市営診療所の運営財源は」との質疑に対し、当局より「地方交付税の対象になっている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号横手市営へき地診療所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、使用料及び手数料等の運用規定を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号横手市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成18年4月1日施行される介護保険法の改正により、新たに創設される内容の位置づけと、第3期運営期間における介護保険料を設定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「大森町に地域包括支援センターを置くとの説明であったが、将来的には東部、西部、南部の3ブロックにセンターを置くのか」との質疑に対し、当局より「厚生労働省の設置の目安は、人口二、三万人規模を一つの包括支援センターのエリアとして検討するよう話をされているが、必ず保健師、看護師、ケアマネージャーの3職種がいなければならないので、人員配置の問題もあり、初めは1カ所でスタートさせ、3つのブロックの担当制で事業展開ができたかと考えている」との答弁がありました。

また、「地域包括支援センターの地域支援事業の内容は」との質疑に対し、当局より「介護保険法の改正により、新予防給付として、新制度での要支援1と2の方のケアプランの作成や前期高齢者などの介護認定までいかないグレーゾーンの方々の介護予防を行うことになる」との答弁がありました。

また、「地域包括支援センターの地域支援事業の財源は」との質疑に対し、当局より「事業計画策定段階で一定の率が国から算出標準が示されており、介護保険事業の総額の1.6%を想定している」との答弁がありました。

また、「一般会計の健康の駅事業の予算は、行く行くは介護保険事業で賄うことになるのか」との質疑に対し、当局より「健康の駅事業は高齢者だけに特化するものではないと理解しているが、健康の駅づくり事業の高齢者部門については、もしかすれば介護保険が有効なアイテムとして求められていくのではないかと」との答弁がありました。

また、「介護保険運営協議会での保険料の統一の論議はどうだったのか」との質疑に対し、当局より「運営協議会では、保険料の軽減のため基金の一部を取り崩させていただきたいと説明した。そのことは3月7日から始まっている住民説明会の場で住民にもご理解をいただきたいと考えている。なお、小グループなどへの出前講座も要請があれば開催したい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号横手市火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「一般家庭で防災警報装置の設置が義務づけられたが、その内容は」との質疑に対し、当局より「この装置は火災感知器であり、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年5月31日まで設置することとなっている。建築士会への話し合いは進めているところである」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号工事請負契約の変更についてであります。

本案は、川西保育所改築工事の工事請負契約の変更について議会の議決を求めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号平成17年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。  
本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,848万円を追加し、歳入歳出それぞれ62億5,602万8,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第67号平成17年度横手市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。  
本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,363万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ70億8,286万2,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第68号平成17年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。  
本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,426万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ37億4,203万円に定めようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第69号平成17年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ415万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億2,414万1,000円に定めようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第70号平成17年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,480万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億4,671万3,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第71号平成17年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,111万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億8,165万6,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第72号平成17年度横手市特別養護老人ホーム憩寿園特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,263万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億6,738万6,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「自己負担収入が減ったということは、入所者が減ったことか」との質疑に対し、当局より「17年度で亡くなった方が11人おり、空きベッドが生ずることにより、次の

入所者が来るまでの期間が収入の減少につながっている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号平成17年度横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ786万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億7,483万4,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号平成17年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ243万円を減額し、歳入歳出それぞれ3億5,371万4,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号平成17年度横手市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,854万8,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号平成17年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ763万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3,250万円に定めようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号平成17年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,936万8,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号平成17年度横手市通所授産施設特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,990万3,000円に定めようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号平成17年度横手市坂部診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ106万3,000円に定めようとするものであります。



主な質疑と答弁を申し上げますと、「診療収入が少なく、存在価値が問われるのでは」との質疑に対し、当局より「へき地診療所は利用者が少なくても地域の人たちに医療の利便性と安心感を提供する上でも存続すべきと思う」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号平成17年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、平成17年度病院事業会計の業務の予定量を定め、また収益的収入及び支出の予定額並びに資本的収入及び資本的支出の予定額等を定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「横手病院事業収益について、入院、外来の減少を見込んだとの説明であったが、その理由は」との質疑に対し、当局より「当初、病床利用率を90%と計画していたが、現段階の見込みとして、最終的に87.7%ぐらいになりそうである。今回、小児科のインフルエンザが横手地域では発生が低く、これによる入院の減少、また整形外科医3名が1名減の2名になったことによる患者数の減少などで、このような見込みになった。外来についても同じである」との答弁がありました。

また、「横手病院に耳鼻科の医師確保ができないか」との質疑に対し、当局より「現在も努力しているし、今後も努力していく」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号平成18年度横手市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億1,717万3,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「今年度から3年間は不均一課税で行い、3年後は市として均一課税を行うということだが、各地域の住民説明と反応に対して対応を聞きたい」との質疑に対し、当局より「18年度から不均一課税をすることについては合併協議で決定をされており、住民は国保税が不均一課税になり、ある程度上がるということは認識をしているのではないかと考えている。ご承知のように国保税を決める際は時間的にも厳しいものがあるので、6月市議会後になるかもしれないが、医療費の状況などについて住民にお知らせしながら、税率の不均一課税についてご理解いただくしかないと考えている」との答弁がありました。

また、「各旧町村の1人当たり医療費にばらつきがあるが、当局はどのように分析しているのか」との質疑に対し、当局より「一般的に、近くに医療機関がある地域は検査とか入院がしやすく、立地条件もいいわけで、通院しやすいということで医療費が高い傾向と言われている」との答弁がありました。

また、「滞納を解消するための取り組みは」との質疑に対し、当局より「国保税が高くなる一つの要素としては、医療費の問題も大きなウエートを占めるが、収納率が悪ければ最終的に国保税に財源を求めざるを得ない。滞納が多ければ税金も高くなる。12年度介護保険法が施行されたときに資格証明書は義務管理になっており、悪質な滞納の方はいわゆる医者にかかるときに10割支払うという制度もある。

短期保険証は普通は1年更新だが、短期は6カ月だが、納税者との接触をできるだけ図り、納税相談していくという制度である。これらを統一的に活用しながら滞納問題については対処していきたい」との答弁がありました。

また、「人間ドックの助成など各町村で特徴ある助成があった。今、合併して40歳、52歳、60歳のみの事業となった。各地域の特徴ある事業をそのまま行うべきではないか」との質疑に対し、当局より「合併協議の中で新市の保健事業については、人間ドック・医療費通知で実施するということにした。不均一課税しているので自治区のできるだけ個性のあるものについては残すべきだったというご指摘であるが、一部そういう考え方も大切と思うが、新市になって統一してやるという方向性が決められているので、ご理解いただきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号平成18年度横手市老人保健特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億4,128万9,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第104号平成18年度横手市介護保険特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,555万円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「認定調査費について各地域局で差があるが」との質疑に対し、当局より「各地域局の認定調査費については、主に需要費である。横手、増田、平鹿の金額の多いところは認定調査員の報酬が含まれている」との答弁がありました。

また、「認定調査員のいないところの対策は」との質疑に対し、当局より「今回の制度改正により、新規の認定を受ける方については行政が直接認定調査を行うこととなった。これまでの地域局エリアだけでなく、もう少し広げた地域をカバーするよう調整したい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第105号平成18年度横手市地域包括支援センター事業特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,050万5,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第106号平成18年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,987万1,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「コンピュータシステムの更新について、特別養護老人ホームごとに行うのか」との質疑に対し、当局より「施設ごとにサービスメニューが微妙に違い、機種も違うものを入れている。統一した機種は可能かとは思いますが、逆に必要のない施設も費用負担をしなければなら

ない問題も出てくる。また、特別養護老人ホームについては、指定管理者制度の指定への条例改正も行われており、将来的に考えた場合、果たして今ある5つの特別養護老人ホームを結んで1つの法人になるのかどうか、そういった種々の状況等があり、特に費用的にも変わらないということで、今回は施設ごとのシステムで予算計上した」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第107号平成18年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,772万8,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第108号平成18年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,636万5,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第109号平成18年度横手市特別養護老人ホーム憩寿園特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,378万8,000円に定めようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第110号平成18年度横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億254万3,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「特殊勤務手当について、どのようなものが削減されたのか」との質疑に対し、当局より「弁護士、看護師の不潔な業務に対する介護業務手当で、以前は5%であったが、合併により8,000円の打ち切りとなった」との答弁がありました。

また、「臨時職員には支給されているのか」との質疑に対し、当局より「以前は臨時職員も特殊勤務手当を支給していたが、今回合併し、この手当はつかないことになった。各施設も同様である」との答弁がありました。

また、「一般会計からの繰り入れの根拠は」との質疑に対し、当局より「これは施設整備にかかわる起債の償還分で、合併前は各町村から広域市町村圏組合の負担金として出していたものであるが、市立になったので一般会計からの繰り入れとなる」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第111号平成18年度横手市介護老人保健施設特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,834万1,000円に定めようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第112号平成18年度横手市居宅介護支援事業特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,067万8,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第113号平成18年度横手市指定通所介護事業特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,324万2,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「公債費の元金より利子が多い理由は」との質疑に対し、当局より「平成16年に施設を建設し、現在は利息部分の償還になっており、19年度から元金の償還が始まることになる」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第114号平成18年度横手市大和更生園特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億300万円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「建物が老朽化していて、補修箇所がかなりあると思うが、予算計上はしているか」との質疑に対し、当局より「需用費の中に含めているが、特別なものは無い。ただ、自立支援法が4月から施行され、18年度中に障害者福祉計画がつくられることになる。障害者区分もできるので、施設の機能が変わってくると思う。例えば重度身体障害者の人たちの部屋、訓練する場所、生活する場所、いろいろな区分によってメニューをつくり、施設を整備していかなければならない。障害福祉プランに市に在住している方がどれだけ利用するかということ十分に把握した上で、施設整備ということも考えていかなければと思っている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第115号平成18年度横手市通所授産施設特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,700万円に定めようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第138号平成18年度横手市病院事業会計予算についてであります。

本案は、平成18年度病院事業会計の業務の予定量を定め、また収益的収入及び支出の予定額並びに資本的収入及び資本的支出の予定額等を定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「交際費の見積もりの根拠は」との質疑に対し、当局より「横手病院、大森病院それぞれ医業経営に必要な事項に関し支出しており、その実績に応じ計上している」との答弁がありました。

また、「研究研修費の主な使い道は」との質疑に対し、当局より「医師の学会などへの研究発表の経費のほか、医局、看護科の図書費である」との答弁がありました。

また、「横手病院の時間外勤務手当に関し、どのような方針で支出しているのか」との質疑に対し、当局より「厳しい経営状況であるが、施設基準を満たすため必要な人員の確保に努めている。また、時間外勤務手当は実際の勤務に応じ支給している」との答弁がありました。

また、「医療設備計画の画像ネットワークシステムについて」の質疑に対し、当局より「画像ネットワークシステムについては8,000万円を予算計上している。これは年次計画で実施してきており、来年度が最終年度になる。これはフィルムのデジタル化をするもので、光ディスクで保存する。院内LANを利用して院内どこでも画像が見られるようになっている。できれば各診療所の先生方へCT、MRIの画像結果をリアルタイムに送信できるよう検討したい」との答弁がありました。

また、「大森病院の平鹿病院の19年度新築開業への対応は」との質疑に対し、当局より「今後の平鹿病院の開業に向けての考え方は、1地区に急性期の大きな病院が3カ所ある。その中に同じ大森病院も入っているが、同じような急性期病院で同じようなやり方をしていった場合、大森病院はそれに立ち立つことはできないと思う。地域包括のケアを主体とした患者のニーズに合った夕暮れ診療とか、女性専用外来とか、他の病院にできないような特色ある運営方針を持っていかなければ、厳しい医療環境の中で生き残ってはいけないと考えるので、そちらの方を充実させていきたい」との答弁がありました。

また、「横手病院の駐車場の確保について」との質疑に対し、当局より「駐車場は興生病院の真裏で、今、舗装も終わって竣工検査をすればすぐに使える状態である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第147号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市大森町生きがい創作館の指定管理者を指定しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第149号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市十文字町健康福祉センターの指定管理者を指定しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。2番土田百合子議員。

【2番（土田百合子議員）登壇】

2番（土田百合子議員） 議案第44号横手市出産祝金支給条例の全部を改正する条例について、賛成の立場での討論をさせていただきたいと存じます。

新市の出発に当たり、出産祝金支給条例制定に対し、まずもって御礼を申し上げます。出産祝金事業については、来年度から出生の順位で支給額が異なるという事業の内容を見直し、すべての子供の出生を等しくお祝いする方向で新たな支給額として、一律1子3万円で予算計上がなされております。当初の出産祝金見込額は762人の3,314万円でありましたが、18年度予算は2,288万8,000円と1,000万円程度

の減額予算となっております。合併前の大森町、山内村、大雄村の3町村においての出産祝金は第2子2万円から5万円、第3子は10万円が支給されております。私は、このことから子育て支援策の後退ではないかと思う次第でございます。

昨日、由利本庄市では出産祝金が第2子10万円、第3子50万円の5,000万円の予算が決議され、前年度より大きく予算計上がなされております。本市における平成15年の出生数は745人で、平成11年度との比較では67人、8.3%の減少となっており、今こそ思い切った子育て支援策が大切と考えます。

合併協議会での出産祝金については、第1子2万円、第2子5万円、第3子以降10万円の実施の方向であったはずでございます。平成17年度から平成21年度の次世代育成支援地域行動計画の中にも、経済的支援策の充実として、第1子2万円、第2子5万円、第3子10万円が挙げられております。次世代育成計画のアンケート調査結果からも、理想の子供の数は3人52.4%と、50%を超えており、理想より予定が少ない理由の一番に、経済的に余裕がないことを挙げられております。特に、出産前後はお金がかかるのです。

このような現状を踏まえ、今後次世代育成支援地域行動計画に基づいた目標数値の祝金支給額の実施と拡充の見直しなど、次代を担う子供たちが健やかに生まれ、はぐくまれる環境整備を心からお願いし、賛成討論といたします。

田中敏雄議長 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、請願第2号子育て支援の充実を求めることについてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄議長 起立全員であります。したがって、請願第2号は採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、議案第4号横手市長寿祝金条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄議長 起立全員であります。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第6号横手市犯罪被害者等基本条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の

議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

田中敏雄議長 起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第7号横手市犯罪被害者等見舞金支給条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

田中敏雄議長 起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第8号横手市大森墓園条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

田中敏雄議長 起立全員であります。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第44号横手市出産祝金支給条例の全部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

田中敏雄議長 起立多数であります。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第52号横手市介護保険条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

田中敏雄議長 起立全員であります。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第102号平成18年度横手市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

田中敏雄議長 起立全員であります。したがって、議案第102号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第104号平成18年度横手市介護保険特別会計予算を起立に

より採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄議長 起立全員であります。したがって、議案第104号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第138号平成18年度横手市病院事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄議長 起立全員であります。したがって、議案第138号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております10件を除く43件についてを採決いたします。

43件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 ご異議なしと認めます。したがって、43件は委員長報告のとおり可決されました。

請願第4号～議案第155号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄議長 日程第59、請願第4号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願についてより、日程第131、議案第155号公の施設の指定管理者の指定についてまでの73件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（29番塩田勉議員）登壇】

塩田勉 産業建設常任委員長 今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました議案第71件、請願1件、陳情1件について、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

初めに、請願第1号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願についてであります。

本請願の要旨は、出資法第5条の上限金利を利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。2、貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。3、出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。以上3点について政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、秋田県労働福祉協議会会長、長谷川秀夫氏から提出されたものであります。

本請願について、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求めることについてであります。

本陳情の要旨は、1つ、現行の最低賃金制度の周知徹底、監督体制を拡充するとともに、最低賃金法



違反を厳しく取り締まること。2つ、地方最低賃金の改正に当たっては、最低賃金法の趣旨に基づき、生計費原則に基づいて「健康で文化的な最低限の生活」が保障されるようにすること。3つ、国民生活の最低保障（憲法25条）の基軸により、農林業、中小企業、地域経済の活性化に結びつく全国一律の新しい最低賃金制度を創設すること。以上3点について政府関係機関に意見書を提出されたいというものであり、秋田県労働組合総連合議長、日野充氏外2名より提出されたものであります。

本陳情については、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案10号横手市増田集落センター設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、施設の管理委託制を廃止する条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっぐる」設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、施設の管理委託制を廃止する条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号横手市山内温泉給湯施設設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、施設の管理委託制を廃止する条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号横手市平鹿ショッピングエリア設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、施設の管理委託制を廃止する条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「引き受け先がなく、この改正をするのか」との質疑に対し、当局より「現在直営で管理をしているし、広場については子供たちが利用したり、催しなどに利用するので直営で行いたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号横手市山内温泉保養施設設置条例の全部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「今までの委託と指定管理者制度との金額の比較は」との質疑に対し、当局より「施設が2つに分かれており、おんせん館は市、ホテル棟は第三セクターの株式会社山内観光振興公社の所有であり、従来は一本で経営をしていたが、指定管理者制度導入により分けなくてはならなくなった。おんせん館については黒字となっているが、合併前は入湯税が減免となっており、合併後は入湯税の納付により、3月決算で400万円程度の赤字となる見込みである」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号横手市増田緑地管理センターに関する条例の全部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号横手市増田地域間交流拠点施設設置条例の全部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号横手市自然体験型交流施設設置条例の全部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号横手市農林水産物直売・食材供給施設設置条例の全部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号横手市山内地場産品直売施設設置条例の全部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号横手市総合技能センター設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号横手市増田商店街共同利用施設「コミュニティラウンジ」に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「これらの施設について、今後も市で持ち続けていくのか」との質疑に対し、当局より「施設の建設に当たっては補助金や地方債等が入っているため、今すぐに払い下げするというのは問題がある。ただ、耐用年数や償還が終わったものについては検討していく」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号横手市有機センター等設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「各センターの生産量と出荷量は」との質疑に対し、当局より「増田有機センターは5,008トンの生産量に対し、2,708トン、54%の出荷量である。平鹿有機センターは1,850トンの生産量に対し、1,786トン、96.5%の出荷量である。大森有機センターは126トンの生産量に対し、111トン、88.1%の出荷量である。原材料については牛糞、豚糞、鶏糞ともみ殻である」と

の答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号横手市農村公園等設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「新年度43カ所の農村公園の指定管理者について」との質疑に対し、当局より「指定管理者制度は公募が原則だが、特殊事情の場合は特例がある。農村公園全体の基本的方針は、地元のための施設なので地元の皆さんが主体となって管理してもらいたいと考えている。その体制が整っている状態なので、特例を使って現在管理しているところをお願いする方向で調整をしている。今後、全市統一した管理基準に基づいて協定書を結ぶ予定である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号横手市農村集落生活館設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号横手市きこ培養センター設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号横手市農村婦人の家設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号横手市特産品生産振興センター設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号横手市林業集会センター設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号横手市牧野管理条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号横手市大雄ふるさとセンター設置条例の全部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「施設の状況は」との質疑に対し、当局より「ゆとりおん大雄については、施設が3つに分かれており、1号館が温泉施設、2号館が公民館施設、3号館がレストランと集会施設となっている。今回の条例は、公民館部分を除いた1号館と3号館の管理について指定管理

者制度に移行しようとするものである。平成16年度は330万円ほど、平成17年度は430万円ほどの黒字が見込まれ、開業当初の損失については、早ければ平成19年度に回収する見込みである」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号横手市増田休養施設「真人山荘」設置条例の全部を改正する条例であります。

本案は、他の類似温泉施設と条文を合わせるための条例改正であります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号横手市増田「りんごの里」物産館に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、施設の運用形態を集会施設から地場産品の発展のための施設とするような条例を改正しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「開発または研究段階の加工品は」との質疑に対し、当局より「東北電力が開発した酒米を町内の農家の方に生産してもらい、日の丸酒造による醸造により『星の舞』というブランド名で開発し販売に至っている。また、農家のアップルファームという加工グループがリンゴを中心としたジャムを販売している。ことしはそば焼酎を秋田県発酵に依頼し、秋に販売する予定である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号平成17年度横手市県営土地改良事業（土地改良総合整備事業「亀田地区」）分担金の変更についてであります。

本案は、工事費確定による分担金の額の変更について議会の議決を求めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号平成18年度横手市県営土地改良事業（土地改良総合整備事業「亀田地区」）分担金の徴収についてであります。

本案は、平成18年度事業費確定に伴う分担金額の決定について議会の議決を求めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号市道路線の廃止についてであります。

本案は、道路法の規定により、幹線横手環状線ほか14の市道路線を廃止するものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号市道路線の認定についてであります。

本案は、道路法の規定により、新たに幹線横手環状線ほか28路線を市道に認定するものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号平成17年度横手市林業者等休養福祉施設さくら荘特別会計補正予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,141万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億

3,098万6,000円にしようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号平成17年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ157万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,682万8,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号平成17年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ453万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億80万9,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号平成17年度横手市十文字地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ506万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,018万6,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「浄水場の状況について」との質疑に対し、当局より「今後見込まれる浄水場の整備は、外壁の塗り替え、屋根の防水補修等がある。多額の経費を要するので基金積み立てを行い、19年度以降の補修を考えている。また、水質についてすべて基準内の水質を保っている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号平成17年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,942万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億3,130万円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号平成17年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,544万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億6,053万7,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「区画整理の事業費割合は」との質疑に対し、当局より「区画整理の場合、個人負担について土地値上がり相当分は1割減歩という形で拠出してもらっている。補助金については、現在は55%の補助事業になっている。起債は90%を充当できるし、起債償還について交付税の算入がある。中央第二については、県の事業のため国から直接の補助金はなく、県から公共施設管理者負担金をもらっている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号平成17年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,639万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総

額を30億2,809万4,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号平成17年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ972万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億5,464万4,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号平成17年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ850万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,506万3,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号平成17年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）であります。

本案は、収益的収入予定額を8億1,281万4,000円に、収益的支出予定額を8億5,115万1,000円に、資本的収入予定額を15億3,061万6,000円に、資本的支出予定額を17億6,303万7,000円にそれぞれ定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「水道事業会計の交際費とは」との質疑に対し、当局より「事業管理者としての市長交際費を計上したが、実質的には支出していない」との答弁がありました。

また、「横手市全体の水道料金が統一されていない状況だが、大森地区のような上水道と簡易水道がある地域の料金は」との質疑に対し、当局より「大森地区の水道料金については、上下水道も簡易水道も水道使用料を統一しているので、今後とも統一していきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号平成18年度横手市国民保養センター三吉山荘特別会計への繰入れについてであります。

本案は、国民保養センター三吉山荘を運営するため、平成18年度横手市一般会計から1,200万3,000円以内を繰り入れることについて議会の議決を求めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号平成18年度横手市地域間交流施設雄川荘特別会計への繰入れについてであります。

本案は、地域間交流施設雄川荘を運営するため、平成18年度横手市一般会計から1,312万6,000円以内を繰り入れることについて議会の議決を求めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第93号平成18年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計への繰入れについてであります。

本案は、簡易水道事業推進のため、平成18年度横手市一般会計から4,812万9,000円以内を繰り入れることについて議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第94号平成18年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計への繰入れについてであります。  
本案は、簡易水道事業推進のため、平成18年度横手市一般会計から3,050万2,000円以内を繰り入れることについて議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第95号平成18年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計への繰入れについてであります。  
本案は、簡易水道事業推進のため、平成18年度横手市一般会計から2,814万9,000円以内を繰り入れることについて議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第96号平成18年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計への繰入れについてであります。  
本案は、簡易水道事業推進のため、平成18年度横手市一般会計から2,939万3,000円以内を繰り入れることについて議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「すべての簡易水道事業への繰り入れについて」との質疑に対し、当局より「繰り入れ金額については、新年度予算でも合併前からの申し合わせの状態を継続している」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第97号平成18年度横手市下水道事業特別会計への繰入れについてであります。  
本案は、下水道事業推進のため、平成18年度横手市一般会計から12億7,281万円以内を繰り入れることについて議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第98号平成18年度横手市集落排水事業特別会計への繰入れについてであります。  
本案は、集落排水事業推進のため、平成18年度横手市一般会計から2億3,181万8,000円以内を繰り入れることについて議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第99号平成18年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰入れについてであります。

本案は、浄化槽市町村整備推進事業推進のため、平成18年度横手市一般会計から577万3,000円以内を繰り入れることについて議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「建売住宅に対する浄化槽補助がなくなった理由は」との質疑に対し、当局より「合併協議の中で、建売住宅に対する補助については行わないという方向になっている。建売業者が補助金をもらっても、その分を値引き販売して本当に補助金分だけ安く売っているか把握しにくい。補助金をもらっても値引きしない価格で売ることもあり得る話だ。そのために建売については認めないという方向にまとまったので、その部分に関してはいたし方ないのではないかと考えている。

旧横手市については、環境保全課で補助対象としていた」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第100号平成18年度横手市水道事業会計への繰入れについてであります。

本案は、水道事業推進のため、平成18年度横手市一般会計から2億2,650万5,000円以内を繰り入れることについて議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第116号平成18年度横手市国民保養センター三吉山荘特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,397万1,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「今後の方向性は」との質疑に対し、当局より「財務局との確認で起債の繰り上げ償還が認められた。閉鎖については、区長とも相談し、地域住民への説明も含め、なるべく早期に結論を出さなければならないということで、今年度1年間をいただきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第117号平成18年度横手市地域間交流施設雄川荘特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,302万2,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第118号平成18年度横手市林業者等休養福祉施設さくら荘特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,530万8,000円に定めようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第119号平成18年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億816万3,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「道路管理者の工事に携わる移設の負担について」との質疑に対し、当局より「基本的に、国・県道や市道で道路占用の申請を出すと、道路改良等に伴って支障が生じた場合は移設してくださいという条件がつけられて許可される。道路管理者の原因で移設する場合には、水道事業者が負担することになる」との答弁がありました。

また、「起債10億について、平鹿町だけ突出しているが、その理由は」との質疑に対し、当局より「平鹿地区の簡易水道事業は最近になって事業を展開してきたところなので、浄水場等を整備したときの起債が多い」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第120号平成18年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,343万9,000円に定めようとするものであります。



す。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第121号平成18年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,715万9,000円に定めようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第122号平成18年度横手市十文字地域簡易水道事業特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,874万円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第123号平成18年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,157万9,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第124号平成18年度横手市土地区画整理事業特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,536万4,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「駅西線の無散水消雪設備を行う場所は」との質疑に対し、当局より「両側の歩道である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第125号平成18年度横手市前郷墓園造成事業特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,048万円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「墓園地の造成費と売り払い収入の差額は」との質疑に対し、当局より「前郷墓園造成会計の場合、造成にかかる費用を歳出とし、永代使用料を歳入として計上する形になっている。永代使用料は条例で決まっているので、決まった額の歳入が毎年入ってくる。造成にかかる工事費は設計額より安くなり、歳入と歳出の差が出てくるので、その分が繰越金となる。その繰越金は予算上、歳入歳出が均衡しているために計上していないが、決算の場合、剰余金額が横手市一般会計の歳入に繰越金として記載されている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第126号平成18年度横手市下水道事業特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,970万6,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「十文字地区下水道布設区域の未加入者への指導は」との質疑に対し、当局より「3年以内に接続しなければいけないという広報的な活動は行っているが、接続にお金がかかることや、接続した後の使用料がかかることなどのため、接続できない家庭や企業がたくさんあ

る。それについては、昨年に全戸へ声をかけながらチラシを配って勧誘を進めてきた。しかし、思うように加入率は伸びてない現状にある」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第127号平成18年度横手市集落排水事業特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,516万5,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「融資あっせん補助について」との質疑に対し、当局より「合併協議の中で、3年以内に行う方々についての融資あっせんは銀行とのやりとりになる。利息の分だけを市から銀行へ払う形に統一した。融資あっせんの申請については、工事設計書の添付を義務づけており、その設計書の中身を確認している」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第128号平成18年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,610万5,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「合併浄化槽の保守点検業者を変更できるのか」との質疑に対し、当局より「保守点検については、3カ月に1回の点検と年1回の清掃がある。これについては、県知事と市長の許可が必要で、地区ごとの許可を受けた業者が行うことになっている。そのため、簡単には別の区画に入れない。ご指摘のとおり、与えられた地区があって、新たに参入できないという状況の中では価格が高どまりになっている現状だ。可能であれば、この地区の中ですべての業者が行えるようになり、自由競争の原理が働く状況になれば理想だと考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第139号平成18年度横手市水道事業会計予算であります。

本案は、平成18年度の水道事業における業務予定量と、それに伴う収益的収支及び資本的収支の予定額を定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「建設改良費に5億7,400万円ほど計上しているが、いまだに老朽化による布設替えなどがあるのか」との質疑に対し、当局より「老朽管は大森地区の一部、大雄地区の一部、横手地区の一部にある。何らかの機会に布設替えをしなければいけないと考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第144号横手市集落排水施設設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、4月から十文字町植田地区農業集落排水施設が供用開始となることに伴い、施設の名称や位置、処理区名、処理区域を追加することや、処理区分、使用区分を改めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第146号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市山内ふれあい交流センター、通称「ぼっぼあいのの」の施設の指定管理者を平鹿中央商工会に指定しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「施設の必要性和利用状況は」との質疑に対し、当局より「JR乗車券販売7,469人、高速バス197人、カラオケルーム利用者4,162人、多目的ルーム1,852人となっている。平成8年に無人化になるということで駅舎を改装し、地域コミュニティの場として設置された。カラオケについては地域の要望で設置した。また、山内地域の窓口、駅の顔ということで中高生の利用度も高い駅であり、防犯の目的や地域の方々が寄り添う施設で利活用していきたいということで設置した」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第148号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、真人山荘の指定管理者を株式会社増田町物産流通センターに指定しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第150号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市十文字共同福祉センターの指定管理者を増田十文字商工会に指定しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第151号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市増田「りんごの里」物産館の指定管理者を株式会社増田町物産流通センターに指定しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第152号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市水稻育苗センターの指定管理者を秋田ふるさと農業協同組合に指定しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「委託先の農協で相当の収益を上げていたのでは」との質疑に対し、当局より「この施設は昭和54年からやっており、8年間ほど村の直営でやっていた。その後昭和62年からふるさと農協に委託している。施設については村で建てたが、農協にここ数年の決算を確認したところ、赤字であった。使用料をもらえる範囲ではなく、こちらから委託料を払わなくてもよい分だけ助かっているという認識がある」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第153号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、大森農産物食品加工体験施設の指定管理者を大森町工房「森の郷」へ指定しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「一般の人も使える施設か」との質疑に対し、当局より「組織で借りる部分とだれでも使える部分と2つに分かれている。今回指定するのはだれでも使える部分を指定するものである。組織で使う部分については1年契約で『森の郷』が借りている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第154号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、山内農林産物加工施設の指定管理者を秋田ふるさと農業協同組合に指定しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第155号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市国産材需要開発センターの指定管理者を株式会社ウッディさんないに指定しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業建設常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

田中敏雄議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、請願第4号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄議長 起立全員であります。したがって、請願第4号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第5号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄議長 起立全員であります。したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、議案第126号平成18年度横手市下水道事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄議長 起立全員であります。したがって、議案第126号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第139号平成18年度横手市水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄議長 起立全員であります。したがって、議案第139号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております4件を除く69件について採決いたします。

69件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 ご異議なしと認めます。したがって、69件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 0時10分 休憩

午後 1時30分 再開

田中敏雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第14号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄議長 日程第132、議案第14号横手市天下森スキー場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

文教常任委員長の報告を求めます。文教常任副委員長。

【文教常任副委員長（2番土田百合子議員）登壇】

土田百合子文教常任副委員長 今定例会において文教常任委員会に付託になりました議案第14号横手市天下森スキー場設置条例の一部を改正する条例について、本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、株式会社増田町中山間地域振興公社に委託していたスキー場の管理を、横手市教育委員会直

営で行うための一部条例改正であります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「これまでのスキー場の利用状態と運用状況についてはどのようになっているのか。また、市内小中学校のスキー授業での利用状況はどうか」との質疑に対し、当局より「今年度から学校のスキー授業に対しては、スキー場を無料開放しており、金額に換算すると市内の全小中学校で約140万円になります」との答弁がありました。

また、「今後のスキー場のあり方について、どのように考えているのか」という質疑に対し、当局より「各地のスキー場を管理する地域局との連携を密にしながら、地域の特色を生かした体育指導をしていきたいと考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、文教常任委員会の報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。  
田中敏雄議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第14号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号～議案第145号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄議長 日程第133、請願第1号勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求めることについてより、日程第163、議案第145号公の施設の指定管理者の指定についてまでの31件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 総務常任委員長 今定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案27件、請願1件、陳情3件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、請願第1号勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求めることについてであります。

本請願の趣旨は、1つ、2006年度税制改正では定率減税の廃止は行わないこと。2つ、定率減税の廃止を検討する前に、所得税の最高税率及び法人税率の特例措置を見直すこと。3つ、所得税から個人住民税への税源移譲に当たっては、所得税と個人住民税合計の税負担に不利が生じないように配慮すること。

以上3点について政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、連合秋田横手地域協議会議長、高橋嘉氏から提出されたものであります。

本請願について、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第1号高齢者の生き涯と健康増進の活動推進の為、移動手段に伴う市公用バス使用についてであります。

本陳情の趣旨は、横手地域老連は高齢者の生きがいと健康増進のため事業を定期的実施している。しかし、事業を推進するに当たり、財政難と移動手段の関係から、市公用バスに頼らざるを得ない状況にある。ついては、市公用バス使用の見直しをせず、不便なく使用できるようにされたいというものであり、横手地域老人クラブ連合会会長、伊藤幸一氏外1名から提出されたものであります。

本陳情について、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第3号「市場化テスト法案」に関することについてであります。

本陳情の趣旨は、政府は、第164回国会に「市場化テスト法案」と「行政改革推進法案」を提案し、成立を目指している。ついては、次の事項について政府関係機関に意見書を提出されたい。1つ、国民の安全と安心を脅かし格差社会を拡大する構造改革を改め、国と自治体の責任で国民の安全と安心、暮らしと権利を守る公務・公共サービスを守り、充実すること。2つ、公務・公共サービスを「もうけ」の対象に変え、格差社会を拡大する市場化テストを制度化しないこと。市場化テストの対象を自治体業務に広げないこと。3つ、住民票写し等の交付にかかわる窓口業務を民間企業等が参入する市場化テストの対象としないこと。というものであり、日本自治体労働組合連合秋田県本部副執行委員長、井関由紀夫氏外1名から提出されたものであります。

本陳情について、採決の結果、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第4号公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求めることについてであります。

本陳情の趣旨は、暮らしや安全にかかわる国や自治体の責任を全うするため、市場化テストを初めとする公共サービスの民間開放を安易に行わないこと。2つ、画一的な公務員の純減はやめ、公共サービスの改善や水準を維持するために必要な要員を確保すること。以上2点について政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、秋田県国家公務関連労働組合共闘会議議長、佐々木嘉美氏外3名から提出されたものであります。

本陳情について、採決の結果、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第3号横手市職員団体の登録に関する条例であります。

本案は、横手市職員団体の登録に関する条例の制定に伴い、議会の議決を求めるものです。

主な質疑と答弁を申し上げます。「今までの県に登録したものと、市に設置したものとの違いはあるのか」という質疑に対し、当局から「従前8市町村には公平委員会がなかったので、それぞれ県の人事委員会に登録をして団体交渉権を持つ団体として認定を受けていた。新市が誕生し、公平委員会が設置になったので、横手市の公平委員会に登録するということによって、従前どおり職員団体が団体交渉権

を持つ団体として認められるということであるので、大きな違いは登録先が違うということであり、職員団体にとっては特にこういう点で不利益をこうむる、または権利が拡張するというようなことはない」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号横手市醍醐財産区管理条例であります。

本案は、横手市醍醐財産区管理条例の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定める条例の制定に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「醍醐地区の方でも財産区があるということを知らない方もおるようだ。財産区はずっと引き継がれてきたわけだが、財産を寄付したり、分配したりして解散するという方向は全然検討されていないのか」との質疑に対し、当局から「収入がなくなって経営が大変だという話も一時出たが、木を売ったということで、ある程度余裕が出てきたことから、解散するという話は今のところ出ていない」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号横手市松原団地集会所設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号横手市山内三又コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に改める条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「指定管理者は集落の長になるのか。集落の中で代表者がかわるときもあると思うが、どうなるのか」との質疑に対し、当局から「このセンターは現在、三又区に管理を委託しているものであり、今の利用状況等を踏まえれば、この施設についてはこの条例が通ると公募をして管理者を選定するというようなことではない方向でいかなければならないと思っている。仮に今の状況でお願いするということになった場合、三又区にお願いするということになる。代表者がだれであるかということは別にして、三又区に管理をお願いするという形で進めるようになると思う」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第45号横手市情報公開条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度の導入による条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号横手市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、携帯電話の使用エリアを拡大するため、移動通信用鉄塔施設を設置する条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「不感地帯は山間部である。ドコモとKDDIを比較すると、電波



の強さが話題になるが、KDDIの方が電波が5倍ぐらい強いと言われている。事業の誘致に当たっては、山間部であることを考慮して、できれば広範囲によくなるという電波の強い業者を選定した方が恩恵がある。自治体側から選択できる要素はあるのか」との質疑に対して、当局から「今回の2基ともNTTドコモ、AUの2社乗っている。AUは結構飛ぶということで、山内の南郷局は試験中だが、三又の入口までは届いている。AUは谷合いを縫ってでも飛んでいくということであり、方向性が確定すれば結構飛ぶようだ。KDDIについてこれからぜひ参加願いたいというアプローチはしていきたいと思う」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第47号横手市特別会計条例の一部を改正する条例であります。

本案は、横手市特別会計条例のうち、坂部診療所特別会計を廃止し、横手市地域包括支援センター事業特別会計を新たに設置するため、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号横手市ふるさと振興基金条例の一部を改正する条例であります。

本案は、基金条例の処分規定の条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号横手市地域福祉基金条例を廃止する条例であります。

本案は、横手市地域福祉基金を廃止することに伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「廃止する時点での基金はどれだけあるのか」との質疑に対し、当局から「平成17年度末の見込みで1億6,710万7,579円である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第59号市の境界変更についてであります。

本案は、土地改良事業の施行に伴い、大仙市との境界を変更しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「横手市の土地がふえるということで固定資産税もふえるようになる。大仙市との調整というものは法的に問題はないのか」との質疑に対し、当局から「本件は県営圃場整備事業なので、県と大仙市、そして横手市とでよく協議をした。特に問題視されたことはなかった」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第60号字の区域及び名称の変更についてであります。

本案は、土地改良事業の施行に伴い、字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第61号字の区域及び名称の変更についてであります。

本案は、土地改良事業の施行に伴い、字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号字の区域及び名称の変更並びに字の区域の設置についてであります。

本案は、土地改良事業の施行に伴い、字の区域及び名称を変更するとともに、字の区域を設置しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第129号平成18年度横手市横手町四町財産区特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ294万円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「中央町の駐車場だと思うが、この財産区の委員の構成と現在の駐車場の活用状況を知りたい」との質疑に対し、当局から「委員は条例で7名となっている。この中で現在副会長が欠員になっている。利用状況は1,700平方メートルを駐車場用地として使用している。管理会の方へ運営をお願いしている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第130号平成18年度横手市境町財産区特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105万円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「この財産区は地域を挙げて除間伐、植樹をしてきた経緯がある。良好に保全していくための市の助成は必要だと思う。100万円から先細りしてきたし、80万円では200ヘクタールの除間伐はやれない状況だと思う。財産区を今後良好に保全していくための考えはどうか」との質疑に対し、当局から「一般財源からの繰り入れは一定の時期まで今後10年ぐらいは必要と考えている。植林は境町小学校の生徒が行事に参加してやっている。管理会の委員も高齢化してきて、地域の若い方に呼びかけて、いろいろボランティアで作業をやっている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第131号平成18年度横手市横手地域財産管理特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2万5,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「どういう財産を管理しているのか。地元といろいろ協議すると思うが、その内容は」という質疑に対し、当局から「主なものは土地、山林かと思われるが、完全に把握していない。旧横手市時代から廃止等の検討をしたり、さまざまな経緯があるが、実態を把握しながら、その上で考えている。廃止するには地区の方々の総会で決議していただくか、あるいは管理会を設置し、廃止を決議していただかなければならない。そのためにも権利、相続関係など含め調べなければならない。しかるべきときには廃止の方向に持っていかなければならないと思う」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第132号平成18年度横手市前郷地区特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ317万9,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「財調基金は幾らあるのか」との質疑に対し、当局から「5,200万円ほどである」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第133号平成18年度横手市西成瀬財産区特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ318万円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「財産の内容と当該年度の事業はどうなっているか」との質疑に対し、当局から「財産は山林526.7ヘクタール、原野75.1ヘクタール、合わせて601.8ヘクタールとなっている。基金が現在3,550万4,000円、これは17年度当初の残高なので、これから繰り出しを180万円ほどにしたいという内容である。事業内容であるが、今回は枝払いなど3ヘクタール、除伐など5ヘクタールとなっている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第134号平成18年度横手市醍醐財産区特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ475万3,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「果樹をやっている方々は財産区から土地を買って開墾したのか」との質疑に対し、当局から「財産区のものではなかった」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第135号平成18年度横手市里見財産区特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159万1,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「里見は平地だが、なぜ西山を取得したのか」との質疑に対し、当局から「国有林の払い下げがあり、旧里見村が大沢地区の山林を求めたものだ」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第136号平成18年度横手市福地財産区特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40万4,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第137号平成18年度横手市館合財産区特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ240万3,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「場所は八沢木のどこか」との質疑に対し、当局から「沢田という字である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第140号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、女性センター運営委員会などの追加に伴い、条例を整備しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「財産区の報酬がそれぞれ違うのは財産区の財政事情によってなのか」との質疑に対し、当局から「財産区の固有の条件によって違いが出ている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第141号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、市長、助役、収入役及び区長の給与の額を改正することに伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「財政が厳しいということで、市民の皆さんにより事業展開ができないということで、市長自身の責任を感じているというような趣旨の説明もあったが、財政が厳しいから市長が責任をとらなければならないという論理にはならないと思う。類似団体と比べてもまことに低い報酬額である。根本的な考え方として、市長に対して財政が厳しい責任を負わせるということは適当ではないと思う。報酬審議会で出された答申がどの程度拘束力があるのか伺いたい」との質疑に対し、当局から「施政方針でもはっきり申し上げたが、執行に責任の重いということで今回の提案である。だから、監査委員には12月も今も一切触れていない。報酬審議会は市長の諮問機関なので、市長が提案するとき、諮問機関の意見を聞いて提案をするという位置づけである」との答弁がありました。

討論において、高橋大委員から反対の立場で「10万市民の非難を背負うつもりで反対の討論を述べさせていただく。非常に厳しい財政難の中で、松代藩の恩田空ではないが、先頭に立つ人が自分の報酬を割いて財政に切り込んでいくという、その気持ちは痛いほどわかるが、選挙に立って市民から選んでもらう、選んでもらう人もみずから立候補しなければならない立場の中で、県内の類似市町村と比べても際立って安い報酬であるというのは、次に市長としていい人材が立ってこないという部分も考えると、将来の10万横手市のためにはならないと思う。そういう意味で、反対させていただく」との討論がありました。

また、石井正志委員から反対の立場で「既に12月議会で10%のカットを行っている。今、18年度を迎えるに当たって、合併後、初の予算を組んで新しいまちづくりに向かって元気を出してスタートを切ろうというやさきである。殊さらに財政の危機をおおるようなことではなく、合併による優遇措置を有効に活用し、元気の出る財政確立のための創意工夫が今、求められている。したがって、12月に引き下げたものをさらにまた引き下げるといふ今回のやり方は反対であり、地域経済にも景気低迷の悪循環をもたらすものだと思う。よって、この議案に対しては反対する」との討論がありました。

また、佐藤清春委員から反対の立場で「報酬審議会の答申が出た。やむを得ないということだが、そのやむを得ないという考え方の中で、地域経済に及ぼす影響というものを考えた場合、安易に引き下げるべきでないという審議会の意見の方を私は尊重し、共感を覚えるので、この案に対しては反対の立場で意見を述べさせていただいた」との討論がありました。

本案について、以上の討論があり、起立採決の結果、起立少数により、本案は否決すべきものと決定しました。

次に、議案第142号横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、教育長の給与の額を改正することに伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立少数により、本案は否決すべきものと決定しました。

次に、議案第143号横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、一般職の職員の給与を改正することに伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「5年以内に退職される方は、退職金にはどのような影響があるのか」との質疑に対し、当局から「給与も同じだが、一たんは下がる。書いたものでは下がるが、実際に支給になる額は調整されて3月の給与月額はそのまもらえらるというものである。それと連動し、退職金についても一たん、計算上の退職金の額というものは、その給与月額に対して幾らというのが出るが、実際に退職金として支給されるのは、今の3月にもらっている額に対してもらえることになる。退職についても調整額が上乘せになって、退職金が下がるということは基本的にはない」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第145号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市大森町中心部活性化施設の指定管理者をNPO法人まちづくり大森に指定しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「ここは限度額240万6,000円になっているが、何がどの程度かかるのか」との質疑に対し、当局から「240万というのは2年間の金額である。収支計画も資料に記載のとおりである」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告といたします。よろしくご審議の上、ご決定くださることをお願いいたします。

田中敏雄議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

7番佐藤議員。

7番（佐藤誠洋議員） 議案141号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、3点委員長にご質問いたします。

まず第1点目として、委員会を開いた際に、委員の方々から改めて市長に説明を求めるといったふうな意見はなかったのかどうか。また、逆に市長の方から委員会の方に説明をしたいという申し出があったのかどうか、その点について、第1点目として質問いたします。

2点目として、討論の際に、最初に反対討論がなされたようではございますけれども、その反対討論がなされた際に、次に委員長は賛成討論を促したのかどうかということをお尋ねいたします。促した上で賛成討論がなかったのか、この次々と反対討論があったのかどうかということをお知らせください。

3点目としては、採決についてでありますけれども、報告では、起立採決の結果、起立少数により本

案は否決すべきものと決定したという報告を受けましたけれども、総務委員会の定数を改めてお知らせ願ひ、当日のこの議案141号の採決の際に、何名の方が出席されて、どういうふうな人数で否決されたのかということをお知らせください。その際、この141号で仮に定数でなかった場合は、退席されて定数でなかったのかという点も含めまして、以上の3点につきましてお知らせ願ひたいと思います。

田中敏雄議長 委員長。

菅原恵悦 総務常任委員長 まず1点目ですけれども、市長に説明を求めるといふ委員からの声があったのかというふうなことでありますけれども、委員から市長に委員会に出席をして説明を求めたいという発言はございませんでした。

2番目の討論ですけれども、私は、この案件だけじゃなくて、ほかの議案もすべてそうなんですけれども、討論ありませんかというようなことでお聞きをしながら、討論なしという声が出るまで皆さんにお諮りしながら、討論なしという声でそこで打ち切って、そして採決にいくという形をとっております。

それから3点目の委員構成でありますけれども、総務委員会9名であります。そのうちの委員長が1人ですから、委員の方々は8名でありますけれども、当日、ただいまの案件については3月16日でしたけれども、当日は欠員が1人の届け出がありましたので、実際には8名ですけれども、委員長除きの7名でありました。したがって、起立採決では賛成者が3名というふうな形になっておりました。

以上です。

田中敏雄議長 ほかに質疑ありませんか。

18番高安議員。

18番（高安進一議員） 隣で大変質問しづらいんですけれども、2点お考えを伺いたいと思います。

1つは、大変欠席者もいるという中身の、こういういわば執行部の案件に反対するという委員会の結論が出るという状況であります。こういう案件をこの本会議に持ってきて慎重に審議するという場合には、やはり少数意見を留保して、委員長報告の後に少数意見者が登壇して意見をここで言うという場を、そういう委員会の進め方であるべきかなと私は思っております。ですので、大変拮抗した中での委員会審議である場合に、そういう少数意見を留保するという考えは委員長にあったのかどうか、伺いたいと思います。

田中敏雄議長 委員長。

菅原恵悦 総務常任委員長 ただいまの質問は多分、議案141号ですか、この件についてのことだというふうに私、とらえましたけれども、当日、大変いろんな意見がたくさん出ていました。その中で、やはり今、申されましたとおり、大変慎重に休憩もとりながら、大変長い時間、委員の皆さんとお話をしながら、私としてはやはりいろいろお話しされた中で、できる限り皆さんの意見を聞きながらというふうなことでありましたけれども、やはりこれは個々の意見が最大限尊重されるべきだというふうなところまで、いろいろお話しした後に再開をいたしまして、その中で再度皆さんの意見を、その中で十分出していただいたというふうに思っております。したがって、少数意見の留保も私としては特に考え

ませんでしたし、私は委員会のあり方としては、大変中身の濃い、いい委員会の審査だったというふう  
に思っております。

以上であります。

田中敏雄議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。1番立身万千子議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

1番（立身万千子議員） 一括なので、2つございますが、まず1つ目にいきます。

陳情第3号「市場化テスト法案」に関することについて、並びに陳情第4号公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求めることについて、これに賛成の立場で私は討論いたします。

陳情の趣旨に述べられていますように、公共サービス効率化に定められようとしている市場化テストとは、国と地方公共団体のすべての公共サービスを対象とするものであって、官民の競争入札が導入されることとなります。昨年の8月に発行された「週刊東洋経済」という書物の見出しには、「40兆円のビジネスチャンス」と特集を組み、「新しい市場は夢か現実か」というタイトルで市場化テスト法の成立を待っている企業の大きな期待があらわれています。今、横手市では盛んに指定管理者制度の導入をめぐる議会での論議されておりますが、その論議は、市民の財産である公共の建物を管理運営する側が民間のノウハウを活用するという目的で選ばれていることで、利用者の利便性が損なわれないのか、そして雇用問題は発生しないのかなど、さまざまな心配が生じることが中心になっているのは、議員の皆さんがよくご承知のことと思います。

しかし、市場化テストは、その指定管理者制度よりもはるかに民間主導であって、昨年からの試験的に導入されているモデル事業を見ても深刻な問題が出てきています。すなわち国立の施設は現在指定管理者の対象から外されておりますが、政府機関である市場化テスト推進会議によって、その壁も取り払われようとしています。さすがに国立美術館や博物館は世論の後押しもあって市場化を断念されましたが、現に戸籍謄本や印鑑証明などの窓口業務を初めとして、個人情報漏えいされかねないものまで入札を実施していこうとする自治体が、大阪府、北海道、そして東京都三鷹市や群馬県太田市、埼玉県志木市などに広まっています。

我が横手市議会では、指定管理者制度の導入は雇用創出の一つの手段としての意義を見出す意見もありますが、市場化テストが導入されたら自治体の臨時、非常勤にとどまらず、正規職員にも分限免職が現実化して、また一方、落札した方の民間事業者でも期間限定があることから、雇用問題が多く発生するおそれがあります。記憶に新しいマンション等の耐震強度偽装問題や、仙台市のスパーク松森のボールの天井落下事件など、公共サービスが特定企業の営利企業となった結末をあらわしていると言える

のではないのでしょうか。

法律が制定されてしまったら、強制力をもって自治体自身も市場化テストの対象にされてしまうことが危惧されます。市民の命や生活、プライバシーが脅かされるようになってから声を上げて遅いと思います。その意味からも、これら2つの陳情の願意を妥当と認め、ぜひ採択すべきことを訴えまして、賛成討論いたします。

次、2つ目に移ります。

議案第143号横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

まず初めに、今回の職員給与の条例改正は、去年の人事院勧告で国家公務員の給与を北海道、東北をベースとした、平均でマイナス4.8%の給料表にしようとするを受けたもので、50年に1度あるかないかの大改悪であるという問題を提起しなければならないと思います。そもそも人事院では、公務員の持つ労働基本権を奪ってしまうかわりの措置として、公務員の給与などの待遇についてこれまで勧告してきたわけですが、ご承知のように、ここ数年の人事院の勧告は実質マイナスになっています。したがって、完全に独立した代償機関とは言えないのではないかと。逆に政府言いなりの賃金抑制機関になっているのではないかと思われます。

また、今回のいわゆる地域給の導入は、地方の公務員の職務内容や生活状況を無視した地方差別とも言えるものであって、納得はできかねます。しかもこの公務員賃金が引き下げられることによって、地方経済に与える影響は大きく、ある労働組合の試算によりますと、秋田県内における公務員賃金の全体的な減少は、年間に約170億円に上るとされており、地方経済の景気回復は望むべくもありません。

そして、これまで公務員賃金が地域の労働者の賃金水準をある程度確保して維持してきているという事実から、今後地域にある民間企業での賃下げも心配されています。さらに地域給の導入について、激変緩和の経過措置があるとはいうものの、横手市の職員のラスパイレス指数の平均は90台前半であり、既に国家公務員とは大きな差が生じている現状があります。ですから、賃金の面で将来的に見ても、地方と中央との大きな溝がますます拡大の一途をたどることは明白ではないのでしょうか。

さらに、今回の改正内容には、勤務評定を前提としたさまざまな改悪が盛り込まれています。そもそも公務サービスというのは、公平、公正でなければならず、しかも住民本位でなければなりません。これまでの歴史的な経過を見ても、勤務評定は科学的でないということで、IBMなどの大手の民間企業でさえ導入を取りやめるところが出てきている今日、時代の流れに逆行する方向にはどうしても納得できかねます。もし仮に勤務評定が行われることになれば、職員間で疑心暗鬼となり、職員の士気にも大きく影響しかねず、住民サービスの面から大変心配するものです。

以上の点から、財政事情が極めて厳しいことは私も重々承知してはおりますが、地方自治を守る立場から、さらに地方切り捨てに反対する立場から、この50年に1度の大改悪である市職員の給与の引き下げ改定に反対することを訴えまして、討論いたします。



田中敏雄議長 ほかに討論ありませんか。

16番齋藤議員。

【16番（齋藤光司議員）登壇】

16番（齋藤光司議員） 私は、議案第141号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をさせていただきます。

今回、市長になぜ今、みずからの報酬の削減なのかということをお尋ねをいたしました。市長のお答えを要約いたしますと、2つあったように思います。1つは、新市の予想以上の人口減の中で、交付税の大幅減による歳入不足、歳出では扶助費等の増加、また総花的な予算で思い切った予算編成ができなかったこと。2つは、歳入不足を補うため、今回の管理職手当の30%削減に踏み切らざるを得なかったことに対する使用する者としての責任を明確にしたい。以上の2点だったように思います。

私が、今なぜこの条例に反対なのか、市長のお答えに対してのみずからの考えを申し述べたいと思います。

まず1点目、確かに今回の予算編成に当たって、各部、各地域局の予算要求の積み上げの中で、本当に苦勞をされた予算であることは承知をしております。しかし、このことが新市のスタートに当たっての市長の責任だとはどうしても思えません。歳入においては、地方景気の回復のおくれによる税収の伸び悩み、少子高齢化に伴う大幅な人口減によるところの交付税等の大幅な減額、合併が半年延びたことによる留保財源の大幅な見込み違い。歳出においては、生活様式の多様化による新しいサービスの要望、8つの地域独自のサービスの極端なサービス低下の回避、国策にもかかわる扶助費等の増加、国費、県費を伴うところの各地域での継続事業、この地域の根幹となすべき農政の一大転機に対する対策等々の事業、これらのことを踏まえながらの予算の作成に当たって、覚悟を見せたいという市長の手法を理解をしながらも、みずからの報酬を5%削減するというほかにも、覚悟を見せる別の方法もあると思います。

市長の公約にも上げられていた旧1市7町の均衡ある発展、各地区の極端なサービス低下の回避、合併協の会長として、合併協で取りまとめた協定の遵守、これらのことを抱えての予算編成で、その中で編成上、合併当初の予算としては総花的にならざるを得なかったであろう。なってよかったというのが私の率直な気持ちでもあります。もし今回の予算案が法律だけを追い、各地域、各組織の力関係の中だけで、将来への布石という大義名分で大きく各地域組織のバランスを欠いていたものになっていたとしたならば、この合併に将来を託した人たちに今以上の落胆をさせたことだろうと思います。

今回の予算は、総花的と言われること自体、合併最初の統一予算として、8つの地域と、そしてこの積み上げられた予算の数字に頼りながら生きている、ここの地域に住む多くの人たちに安心と安堵を与える配慮ある予算だと思えます。難儀をした、そしてその中で市長が責任を持って出した予算であればあるほど、みずからの給与削減という責任のとり方ではなく、歳入においても、歳出においても、なぜこのような予算になったのか、この予算をどのようにして生かしていくのかといった、そのことを丁寧

に説明をして、市民にわかってもらうということが一番大事な為政者としての責任のとり方だと思います。

そして、その中で大事なことは、来年度の予算編成に向けて、自分がつくった予算の創造と工夫に満ちた地域市民に対してのより有効な執行への目配りであり、そしてその結果の反省をもとに、財調残高4億の中、来年度の予算編成がより厳しくなることを踏まえ、削減、廃止になって大きく影響を受けるであろう多くの市民、地域への説明を、少なくとも納得してもらう努力こそが、この予算を提案なされた市長の一番の責任のとり方であると指摘させていただきます。

改めて申し上げますが、今回の予算編成は市長の大きな努力、苦悩が見受けられる予算であります。今年度予算を是とする者として、今、市長の報酬の5%削減を可とするならば、それくらいの中身しかない予算かと逆の評価をされてしまう、そういう思いであります。

2点目、管理職手当のカット、すなわち職員給与を歳入不足、財源手当の道具にすべきではないという思いであります。今、確かに役所の職員の給与は高いと多くの市民は言います。今回の件に関しても、「下げでなら下げたらいいべ」という多くの声があることも知っております。しかし、私たちはその声がどこから来ているのかという本質を考えるべきであります。今、市長が5%の報酬を下げ、管理職手当を30%下げることによって、この声が消えるのでしょうか。私は違うと思います。今、市民はよく見えています。価値がどこにあるのかもしっかりと知っております。今回のような手法であるのなら、どこまでいってもこの声はやむことはないと思います。まずやるべきこと、しっかりとした仕事をする。それを市民に認めてもらう、そのことであります。今、人事・給与面で新市のスタートに当たって、拙速でも巧遅であってもできないと思います。特に今回のような手法は、私は余りにも短絡過ぎると思います。新横手市において、職員の給与、手当はどうあるべきかという議論なくして、歳入不足、財源手当としての職員の給与にすべきではない、そういう思いであります。

今回、私たち議員には管理職手当を復活させる手だてではありませんが、管理職の皆様方には、それぞれ仕事で結果を出していただき、市民、市長に逆に手当の積み増しの声上がることを期待しております。

以上のことを踏まえ、同僚諸兄の皆様には今回のこの条例案に反対をしていただき、来年度以降につなげる予算執行を見守り、その結果の責任。繰り返しますが、結果責任において、今回のような市長報酬の削減といった条例の提案をしていただく方が、新市をつくっていく覚悟と筋を通す近道であることを強く訴えて、反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

田中敏雄議長 ほかに討論ありませんか。

19番堀田議員。

【19番（堀田賢逸議員）登壇】

19番（堀田賢逸議員） 議案第141号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論します。

私たちは市町村合併で144名が34名になりました。市長、助役、収入役も24名から2名になりました。区長をプラスしたとしても9名であります。これは究極のリストラと言えます。さらに市長は、答申後すぐに10%の給与カットを行っています。それでも足りずにまた5%カットを提案しているが、どこまで提案すれば気が済むのか、これは大変な問題だと思います。今現在は、私は給与カットに頭を使うよりは、新市の基礎づくりに頭を使うべき段階だと思います。トップとして納得のいく施策を打ち出せなかったという理由のようですけれども、余り自分を責めないで、10万横手市の市長として選ばれたことに自信と誇りを持って行政運営に当たってほしい、私はそういう意味で応援していますので、頑張ってくださいと思います。

以上であります。

田中敏雄議長 ほかに討論ありませんか。

11番奥山議員。

【11番（奥山豊議員）登壇】

11番（奥山豊議員） 私は、議案第141号横手市特別職職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正する条例に賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

横手市議会は、委員会制度をとっております。私は委員会に付託された案件に対して、それぞれの委員会では慎重なる審査されて結果が出ます。委員会で決定されたことは当然尊重すべきことは、議会のルールであります。しかし、このたびの市長が提案された、みずからに関する報酬を引き下げるといふ特別な事情を、私はあえて議員として尊重してあげるべきだというふうに思います。初めてこの議案が提案されたときに、私は質疑で、私の身内の選挙の話、公約の話、あるいはまた合併して誕生した人口3万、その程度の市の市長さんとの報酬の比較、あるいは市長が10万市民にトップとして、土曜日も日曜日もない大変な激務の中、頑張っておられる。私はその重責を担っている市長であります。

そして私は、引き下げた部分の、その減額された財源をどこに充てるのかとお尋ねしたこともありません。そのことに対しては、余りよいお答えをいただけませんでした。私はきのう大雄地区の学校給食協会の評議員会に出席いたしました。今、育ち盛りの子供たち、学校給食に頼っている子供たち、栄養士さん含めての話し合いの中で、大変食器が、何年も前からの食器をまだ使っている。財源がなくて、予算がなくて、お願いしても新しいものと交換できませんとお話がありました。できれば私は、市長、引き下げた部分でそういう子供さん方にどうか財源を充てていただければ幸いです。

私は、市長が身を切る覚悟で今回提案された案件でありますので、私も市長の考えを尊重いたしまして、賛成の意見として終わらせていただきます。ありがとうございました。

田中敏雄議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、請願第1号勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求

めることについてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

田中敏雄議長 起立全員であります。従って、請願第1号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第1号高齢者の生き涯と健康増進の活動推進の為、移動手段に伴う市公用バス使用についてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

田中敏雄議長 起立多数であります。したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第3号「市場化テスト法案」に関することについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

田中敏雄議長 起立少数であります。したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第4号公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

田中敏雄議長 起立少数であります。したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、議題となっております議案第141号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

田中敏雄議長 起立多数であります。したがって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第142号横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

田中敏雄議長 起立多数であります。したがって、議案第142号は原案のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第143号横手市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

田中敏雄議長 起立多数であります。したがって、議案第143号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております7件を除く24件について採決いたします。

24件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

田中敏雄議長 ご異議なしと認めます。したがって、24件は委員長報告のとおり可決されました。

**議案第65号の委員長報告、質疑、討論、採決**

田中敏雄議長 日程第164、議案第65号平成17年度横手市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。

まず最初に、厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

**【厚生常任委員長（19番堀田賢逸議員）登壇】**

堀田賢逸 厚生常任委員長 議案第65号中、厚生常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、4款保健衛生費では、「病院事業費について、これは一般財源化か」との質疑に対し、当局より「これは交付税算入分としての他会計繰出金である」との答弁がありました。

9款消防費では、「常備消防費で、特別旅費とはどのような旅費か」との質疑に対し、当局より「消防学校、消防大学校への派遣旅費である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告を終わります。

田中敏雄議長 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長。

【産業建設常任委員長（塩田勉議員）登壇】

塩田勉 産業建設常任委員長 議案第65号中、産業建設常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、初めに、4款1項6目2事業、浄化槽設置事業では、「設置基数が予定を下回った地区はどこか」との質疑に対し、当局より「予定に対する地区別実績は、横手で94基が92基、増田は9基のとおり、平鹿は16基のとおり、雄物川が1基のとおり、大森が15基のとおり、十文字では25基が21基、山内が23基のとおり、大雄で4基が3基となっている」との答弁がありました。

次に、4款3項水道費では、「大森上水道事業費1,000万円の減額について」との質疑に対し、当局より「入札差額等で工事費が減額となったためである」との答弁がありました。

次に、5款労働費では、「就職祝金支給事業が減額となっているが、どこの町村から引き継いだものか」との質疑に対し、当局より「平鹿町から引き継いだもので、これについては新市になってから執行してない」との答弁がありました。

次に、6款農林水産業費では、「あなたと地域の農業夢プラン応援事業の減額の理由は」との質疑に対し、当局より「当初の計画についてはそれぞれ経費を見積もっているが、実際の執行の段階では差額が生じる。それから、当初の要望で予算計上していたが事情によりやめになるもの、対象にならないものが重なった。また、新市になり、12月に新しい申請があったものについては今年度分に対応したが、そういう中でも減額になってしまった」との答弁がありました。

次に、7款商工費では、「温泉施設について何か仕掛けをしないと持ち出しが多い。今後の生かし方は」との質疑に対し、当局より「横手市の公営温泉施設は第三セクターも含め10カ所ある。合併前には各施設が点として点在していたが、合併後は面としてとらえ、横手温泉郷にならないかと検討しているところである。市民の皆さんの利用増を図りながら、スタンプラリーなどについても考えたい」との答弁がありました。

次に、8款土木費では、「雪対策費1,900万円を請負差額のため減額しているが、その差金で除雪機購入については」との質疑に対し、当局より「補助事業による除雪機購入のため、その請負差額ではもう一台の除雪機を購入することは難しい」との答弁がありました。

11款災害復旧費については、質疑はありませんでした。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業建設委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

田中敏雄議長 次に、文教常任委員長の報告を求めます。文教副常任委員長。

【文教常任副委員長（2番土田百合子議員）登壇】

土田百合子 文教常任副委員長 議案第65号中、平成17年度横手市一般会計補正予算（第6号）について、文教常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し

上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「スポーツ少年団の各大会参加に対する補助金の算定はどのように改められたのか」との質疑に対し、当局より「東北大会以上の参加に対して、交通費、宿泊費の一部を補助することで要綱が定められている」との答弁がありました。

これに対し、「東北大会が県内で行われた場合はどうなのか。また、個人競技の監督などの随行者にも補助はあるのか」との質疑に対して、当局より「県内で東北大会が行われた場合はバスでの対応をお願いしている。個人競技においては、大会の参加が一人であっても、監督と練習相手が補助の対象となる」との答弁がありました。

また、「児童祝金制度について、新1年生に配られていたかばんのカバーが帽子にかわったのはなぜか。それは交通安全に配慮された帽子なのか」との質疑に対し、当局より「各学校での支給のばらつき解消と財政的なこともあり、帽子に統一したということでご理解をお願いしたい。帽子は交通安全に配慮された黄色い帽子である」との答弁がありました。

また、「各大会派遣事業の補助金が減額になっているが、成果がなかったのか」との質疑に対し、当局より「全国・東北大会で上位成績の結果を残している生徒はたくさんおり、旅費・宿泊費全部対応している。精査による減額である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、文教常任委員会の報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

田中敏雄議長 次に、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 総務常任委員長 議案第65号中、総務常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ10億7,346万6,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ321億6,468万5,000円に定めようとするものです。

歳出に関する質疑と答弁を申し上げます。

2款総務費、12款公債費については質疑はありませんでした。

13款諸支出金について主な質疑と答弁を申し上げます。

「財産処分交付金はどこから来るのか」との質疑に対し、当局より「旧山内村では公社と分収契約をした場合に、村が得る分の中で旧慣使用権のある人たちに、村が得たものの幾らかを交付するという契約をしている。それに基づいて交付したものだ」との答弁でありました。

条文と歳入に関する主な質疑と答弁を申し上げます。

「特別交付税だが、当初の見込みとしては13億円から15億円ぐらいかという話であった。19億円といえば5億円ぐらい多く特別交付金が来たというふうに受けとめるが、よいのか」との質疑に対し、当局より「現在の特別交付金の予算額が15億円である。いろいろヒヤリングをやっている段階で、去年並み

の17億円ぐらいまではいいのではないかというニュアンスはつかんでいた。17億円は最低限来るのではなかろうかと思っていたが、その想定を若干上回るもので交付していただいたということで、約2億円ぐらい多かった」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

田中敏雄議長 ただいまから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第65号平成17年度横手市一般会計補正予算（第6号）を起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄議長 起立全員であります。したがって、議案第65号は各委員長報告のとおり可決されました。

議案第101号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄議長 日程第165、議案第101号平成18年度横手市一般会計予算を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。

まず最初に、厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（19番堀田賢逸議員）登壇】

堀田賢逸 厚生常任委員長 議案第101号中、厚生常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、2款総務費、戸籍基本台帳費では、「この予算は各地域局分も含んだものか」との質疑に対し、当局より「本予算は本庁の市民課で統括しており、各地域局分も含んで計上している」との答弁がありました。

3款民生費では、「健康の駅事業の体制強化について」の質疑に対し、当局より「18年度は健康の駅にかかわる組織体制を強化して、今まで横手地域局だけでやっていたものを全市的に展開したい。全国で健康の駅事業を行っている自治体が10あり、それぞれの事業の方法が違うので、より事業効果を高めるため新しく組織化する健康の駅推進室において、情報交換などを密にして連携を強化していきたい。また、健康運動士などを含むスタッフを2名増員させ、小規模駅の充実も図ってまいりたい」との答弁がありました。



また、「小規模駅のベースはいきいきサロンである。いきいきサロンの拡充は」との質疑に対し、当局より「旧平鹿郡内の20数カ所できいききサロンの立ち上げを行いたい。それがおのずと健康の駅の小規模駅に転化していくと考えている」との答弁がありました。

また、「敬老事業で飲食費2,000円に統一の数字的根拠は」との質疑に対し、当局より「合併協議で各地域の平均額とした」との答弁がありました。

また、「高齢者入浴券支給事業について」の質疑に対し、当局より「4月1日において70歳以上の方を対象に、1年に6回以内、市営の温泉とサンセクなどの福祉施設の利用料の400円を助成しようとするものである。ただ、税務課との協議で100円の入湯税は本人負担をお願いしたい」との答弁がありました。

また、「18年度予算で、これまで実施してきたやめた事業はないのか」との質疑に対し、当局より「横手地域で行っていたひとり暮らしの老人へのタクシー助成は9月30日までで廃止した。住宅改修については、自治体が直接貸し付けしていたものを銀行からの貸し付けとするようなやり方が違うものが若干ある」との答弁がありました。

また、「障害者福祉計画策定事業について」の質疑に対し、当局より「障害者福祉計画策定事業は、自立支援法により今後の障害者へのサービスを供給するための計画を立てようとする事業で、この予算はアンケート調査やコンサルタントへの委託料を計上している。自立支援法の本格実施は10月1日となっている。計画策定委員会を早期に立ち上げたい」との答弁がありました。

また、「次世代育成協議会のメンバーについて」の質疑に対し、当局より「今の段階で人数等は決定していないが、さきに設置されている虐待防止連絡会が15名程度で構成されており、当協議会はそれより増員されるものと考えている」との答弁がありました。

4款保健衛生費では、「保健衛生管理費の簡易水道の水質検査について」の質疑に対し、当局より「非公営の簡易水道13カ所、雄物川地域である。今後、雄物川地域以外で対応しなければならない施設があれば、対応していかなければならないものと思う」との答弁がありました。

また、「大森地域の在宅健康管理システム活用事業について」の質疑に対し、当局より「平成11年3月に補助事業で実施し、血圧計、心電計の端末を各家庭に配布し、保健センターにデータが送付され、保健師が分析する事業である。現在560台の端末があり、うち540台が利用されており、不整脈などの異常があれば直ちにかかりつけの医師に連絡する健康管理システムである。電話回線などを使っているので、これを全市に広げることについては、費用対効果などを見きわめる必要があり、現状では大森地域だけの事業ということにしたい」との答弁がありました。

また、「旧東部斎場を利用したペット焼却場の現状と見通しについて」の質疑に対し、当局より「旧斎場の利活用については、市報で公募し、説明会を開催した。説明会に参加した業者は4社であった。業者にアンケート調査を行ったところであり、その集約状況を踏まえて売却金額を提示し、今後の運営計画を提出していただき、検討していくことになる」との答弁がありました。

また、「旧横手は環境保全センターが環境美化推進員の担当であった。地域局の市民生活課の現場のない担当になって指導がスムーズにしているのか疑問である。どう考えるか」との質疑に対し、当局より「旧横手の場合、東部環境保全センターの中に環境保全課があって、機動力があった。市民生活課は若干機動力がないということでご迷惑をかけているとの話があり、今後は従来のような応援体制でいきたいと考えている」との答弁がありました。

9款消防費では、また「高規格救急車の配備状況と今後の配備方針について」の質疑に対し、当局より「高規格救急車を旧横手、十文字分署、大森大雄分署に各1台の計3台配備している。今後の配置計画は、救急救命士数も13名で、当面は18人までふやし、この3台の高規格車で市内を運用していきたい」との答弁がありました。

また、「AEDは何台購入予定か」との質疑に対し、当局より「469万3,000円を予算計上しており、AED5台の購入と訓練用トレーナー3台を購入したい」との答弁がありました。

また、「消防署の統廃合計画について」の質疑に対し、当局より「分署統合については、環境の整ったところから行いたい、地域要素があり、さまざまな問題があると考えている。現在の職員数での消防力では、あらゆる災害に対応することは大変難しく、いろいろ検討したところである。10数年前の統合計画であるので、もう一度協議、検討してまいりたい」との答弁がありました。

討論では、立身万千子委員から賛成の立場で、「賛成の立場で討論する。今回は本当に各市町村の持ち寄り予算ということで大変ご苦労されたと思う。私たち市民から見れば、例えば出産祝い金、金婚事業、長寿祝い金など、一つ一つはばらまき予算にも見えるが、それよりはもっと根本的に住民福祉に重点的に使った方がいいのではないかと思うが、しかしながら、合併直後の激変緩和は必要であろうかと思う。特に、厚生常任委員会に付託になった予算については、マンパワーがどの事業にも重要となってくるので、市長がよく言う行政と住民の協働を本格的に追求することを強調し、本案に賛成する」との討論がありました。

本案について、起立による採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告を終わります。

田中敏雄議長 次に、産業建設常任委員長長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（29番塩田勉議員）登壇】

塩田勉 産業建設常任委員長 議案第101号中、産業建設常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げます。

初めに、4款1項6目、2事業、浄化槽設置整備事業及び4款3項水道費については、質疑はありませんでした。

次に、5款労働費では、「シルバー人材センターに補助をしているが、センターの雇用対策における

位置づけと中高年の雇用対策は」との質疑に対し、当局より「高齢化が社会の構成の一員として就労を担っていく時代となることは各方面から予測されており、シルバー人材センターの役割は、高齢者の生きがい対策として頑張ってもらって位置づけが大きなウエイトを占めていたが、これからは社会全体の枠組みの中で位置づけをしていくことが重要なのではないかととらえている。そういう面からして、市としても支援をしていきたい。また、50歳代からの加入については、弾力的な運用をもって、60歳以下でも希望によっては会員として登録する方向でシルバー人材センターとも協議が可能かと思う」との答弁がありました。

次に、6款農林水産業費では、「以前、農業委員会で農業後継者の結婚対策事業を行っていたが、現状は」との質疑に対し、当局より「最近、農業委員会としてはここ何年かは行っていないが、地域局としては企画してやっている局があるようだ。例えば大森地域局管内で行われたという話を聞いている。直接担当された課がどちらかは定かではないが、農業後継者対策の一環としての結婚対策ということからすると、大事な事業である。直接事業項目としては出ていないが、農業委員会サイドとして、他課などが企画したことに対してどのように共催ができるかと思うので、その辺を検討し、できれば参画したいと思う。大変重要な課題ととらえているので、我々でできる限りのことを、かつてのノウハウがあれば伝えていきたいと考えている」との答弁がありました。

また、「病虫害対策は」との質疑に対し、当局より「カメムシについては地域局ごとに異なるが、有人航空防除を行うのは3地域となっている。また、無人ヘリについては集落単位である程度の面積がまとまったものについては、業者をあっせんする対応をする。いもち病については、本田に持ち込まないよう箱処理剤を奨励している」との答弁がありました。

また、「農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業の受け皿について、水系や農協は対象になるのか」との質疑に対し、当局より「この事業については地域の消防団、婦人会、子供会など、あらゆる団体が組織を組み共同活動をする必要がある。ただ単に農協などが実施するというだけでは該当にはならない。国の指導の中では、30ないし40ヘクタールでまとまるのが、一番まとまりやすいのではというのが、まとめ方については大きくても小さくても結構である。また、土地改良区や水利組合が先頭に立ってまとめをやっていかなければならないということで認識をしているが、農家はもちろん、非農家も率先して参画していただければと考えている」との答弁がありました。

次に、7款商工費では、「地域産品マーケティング推進事業の詳細は」との質疑に対し、当局より「1月から、もう一度地域を見直そうということで各地域局へ出向いている。市としてはどういうチャンネルに売り込んでいったら、今よりも価値ある売り込みができるかというところの調査をしていきたい。市長も一般質問の答弁で言っているが、数があるから勝負ができるものと、数がなくても勝負ができるもののすみ分けも調査に入れていきたい。米については、顔の見える生産者だとか、自分の思いの込めた地域だとかと取引することによって、価格設定がおのずと決まっていくという販売形態も各地で見られる。そういうところを手がける流通業者、バイヤー、生協だとか、ロットではないチャンネルと

の出会いによる販売の拡大等を探っていきたい」との答弁がありました。

次に、8款土木費では、「都市計画基本図作成事業を行う際に、税務課と図面を共有できないか」との質疑に対し、当局より「高度1,500メートルの位置から航空写真を行い、1万分の1の航空写真の原図を作成する。税務課でも使用できるように協議の上、予算化した」との答弁がありました。

また、「都市計画税が廃止になったが、今後の事業費のために都市計画税を復活する予定はあるか」との質疑に対し、当局より「建設部としては、復活させる話は聞いていない」との答弁がありました。

11款災害復旧費については、質疑はありませんでした。

本案について討論はなく、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業建設常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄議長 次に、文教常任委員長の報告を求めます。文教常任副委員長。

【文教常任副委員長（2番土田百合子議員）登壇】

土田百合子 文教常任副委員長 議案第101号中、平成18年度横手市一般会計予算について、文教常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「奨学金は高校、大学が対象というが、専門学校の取り扱いはどうなっているのか。また、旧町村では専門学校生で奨学金を受けていた例はあるのか」との質疑に対し、当局より「専門学校は奨学金の対象にならないが、学校教育法に認可された専門学校は大学等に含まれるということで対象になる。これまでは各町村、いろいろな視点から奨学金の給付がなされており、専門学校生も混在している」との答弁がありました。

また、関連して「奨学金返還の未納については積極的にやっているようには見えない。常に状況把握をしながらエールを送ることが未納対策につながると思う。新市としての対応をお伺いしたい」との質疑に対し、当局より「大変大きな問題であり、憂慮しているところであるが、新市が引き継いだ債務については、督促や話し合いをしながら回収に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

また、「スクールバスなどの学校行事以外への貸し出しについての考えをお伺いしたい」との質疑に対し、当局より「白バス行為に見られることを一番危惧している。行事以外に使われることになると陸運局との関係もあり、難しい。現在ある程度の柔軟性を持って運行しているつもりであり、バスの運行ができなくなるような事態は避けたい意向である」と答弁がありました。

また、「児童の通学時の安全確保の試みとして、スクールバスを細かく走らせて途中立ち寄りをなくすような試みは考えられないか」との質疑に対し、当局より「バス利用が有効であるとは言われているが、歩いて通う中で友達関係を築くことも教育の重要な要素の一つと考えている。当面は各地のパトロール隊の機能を強化し、様子を見ながらバスが必要かどうか確認をしていきたい」との答弁がありました。

また、関連して「安全確保と言えば事件ばかりにウエイトを置いているが、事故の安全性も考えて危

険箇所の把握や通学路の整備などの計画はあるのか。また、住民との協働は結構だが、専門家である警察との連携はどうなっているのか」との質疑に対し、当局より「雪消えとともに危険箇所の掌握に努めたい。安全マップを参考に、特に緊急性のあるものについては取り上げたいし、効果の高いマップ作成のため教員への講習も計画している。また、警察とは情報交換をしながら連携を図っております」との答弁がありました。

また、「各団体への補助金について、婦人会などは新市になってから組織統一されているのか。また、予算的な変化についてはどうか」との質疑に対し、当局より「婦人会、芸術文化協会は4月に統合の設立総会が予定されている。子供会育成連合会は今年29日に統合の予定で作業を進めている。補助金額については、2割減となっている」との答弁がありました。

また、「成人式の開催方法については、どうなっているのか」との質疑に対し、当局より「全市一体で行うことで予算化している。対象人数は1,200人であり、地域局単位で実行委員会をつくり作業を進める予定である」との答弁がありました。

また、「管内9カ所にある図書館の運営体制についての今後の計画と、図書の購入や選定の基準、開館日などの現状について。また、機能的に市民のニーズに合った図書館運営をするための統合などはあるのか」との質疑に対し、当局より「実質8館であるが、雄物川図書館が中央図書館の機能を兼ねて9館となっている。図書購入費は減少しているが、選定は図書司書や図書流通センター、審議委員、リクエストなどで選定し購入している。開館日については、月曜日が休館日であるが、18年度は市民が利用しやすいように各館と連携をとりながら検討していきたい。図書館の統廃合は考えておらず、形態は当面はこのままである」との答弁がありました。

また、「高齢化社会に向けて出前講座、市民大学の立ち上げや計画はあるのか」との質疑に対し、当局より「現在、アンケート集計中であるが、あらゆる分野の講座の要望を聞いて計画を策定中である。自活、自立を支援するタイプの講座をふやしていきたいと考えている。出前講座についても、市民の方々が勉強したい講座があれば積極的に環境を整えたい」との答弁がありました。

また、「グリーンスタジアムの電光掲示板の予算化はされているのか」との質疑に対し、当局より「今回予算計上したが、先送りの指示があり、要望はしていきたい」との答弁がありました。

また、関連して「19年国体で使用される球場については、国体関連予算での対応はできないか」との質疑に対し、当局より「国体関連の予算としては、雄物川体育館の暗幕工事を最後に終了し、県の国体施設の整備事業も18年度が最終年で、平成17年度で協議はすべて終わっている」との答弁がありました。

また、「給食センターの建て替えに新しい動きはないか。また、給食単価の現状と新システム導入により全市口座振替となるが、未納対策についての取り組みについてはどのような考えか」との質疑に対し、当局より「給食センターの統廃合は、小・中学校の再編・統廃合にあわせて検討していきたい。給食単価は小学校240円、中学校270円で統一されている。運営形態については現行のまま継続していく。また、口座振替になると一時的に収納率は下がると理解しているが、督促による納入に力を入れて新シ

ステムでの指導を強化していきたい」との答弁がありました。

また、関連して「学校長名で督促状が送られるケースもあった。教師が未納の心配までするのは本来あるべき姿から逸脱していると思うので、市長名で行っていただきたい」との質疑に対し、当局より「給食費の納入通知は市長名で出しており、納入依頼についても、最低でも給食センター長名で出すべきであると理解しております」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、文教常任委員会の報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

田中敏雄議長 次に、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 総務常任委員長 議案第101号中、総務常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ453億4,680万円に定めようとするものです。

歳出に関しての主な質疑と答弁を申し上げます。

1款議会費について、主な質疑と答弁を申し上げます。

「議会広報費であるが、原則12ページである。今回一般質問が19名ということで、12ページでは何とでも載せられない。スペースがないのはつらいことである。また、広報で議会の状況というのを知るしか手段がない人がたくさんいるわけで、議会広報については柔軟に補正で上げられるような体制というのはとれないものか」との質疑に対し、当局から「大変窮屈な予算かと思うが、できる限り予算の範囲内でやっていただきたい。議会の様子を市民に伝える重要な議会広報だと思う。どうしてもというときには何かしらの対処はしなければならないと思うが、工夫しながら予算内でやっていただきたいと思う」との答弁がありました。

2款総務費について、主な質疑と答弁を申し上げます。

「公共用地の借り上げについて伺いたい。合併を機に土地の借り上げについては同一の尺度で考えてみる必要があると思う。見直しの考えはあるのか」との質疑に対し、当局から「8市町村でのその土地を借り上げるときのいきさつ、目的も千差万別だろうと思う。統一できればいいが、合併を契機にという観点だけでは、相手があることでもあり、なかなか難しいと思う。また、ある町村の借上料は有償で、ある町村では無償だというアンバランスなものも結構ある。難しい問題ではあるが、検討はしてみたい」との答弁がありました。

12款公債費については、質疑ありませんでした。

13款諸支出金について、主な質疑と答弁を申し上げます。

「土地開発公社貸付金は、旧横手市の場合は毎年2億円だが、合併したので公社の所有地は金額が大きくなるのではないか」との質疑に対し、当局から「土地開発公社はいろいろな資金繰りで支払いをやるわけだが、短期的に運転資金がないので金融機関から借りるとその分の利息が発生する。最終的には

市の負担になるということなので、この2億円を無利子で貸し付けて、それでやりくりしながらということである。18年度予定している事業からして、この2億円で間に合うということである」との答弁がありました。

14款予備費については、質疑はありませんでした。

条文及び歳入に関しての主な質疑と答弁を申し上げます。

「年々地方交付税は少なくなっていく。交付税で見てもらえるという合併特例債も最大のメリットとして期待してきたが、交付税そのものが少なくなっていくということになれば、算入される分はきちんと算入されるだろうし、それ以外の交付税部分がなくなるということなのか。交付税算入されるということに期待しても、将来的には非常に不安要素があるわけで、その点どうか」との質疑に対して、当局から「大変難しい問題になると思う。確かに交付税の総枠については年々減少している。その中で需要と収入がどう算定されていくかということになる。需要額については地方財政計画の中で、地方の人件費を減らすとか、あるいは行革なんかによって経費を減らしていくという部分についても、それらを見ながら交付税の需要額が精査されてきている実態だ。交付税そのものにしても規模によって需要額が大きい団体は余りかからないが、規模が小さくなればなるほどかかる経費がふえてくるというような傾向がある。これらもきっちりと交付税に見られていたが、段階的な補正もだんだん少なくなっている。格差がないという形で算定されてくるという部分で需要額そのものが減っていくということになる。地方の改革を含めながら交付税そのものも減らされてきている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

田中敏雄議長 ただいま各委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番。

1番（立身万千子議員） 産業建設常任委員長にお尋ねします。

2つありますが、まず1点目が6款の農林水産業費ですが、一般質問であれだけたくさんの方々がジティプリストについて質問されました。それについては何らかのやりとりとかというのが、なかったのかどうかというのが1つと、2つ目に、7款の商工費で、地域産品マーケティング推進事業についてはご報告がありますが、産業支援センターについての何かのやりとり、質疑がなかったのかどうか伺います。

田中敏雄議長 産業建設常任委員長。

塩田勉 産業建設常任委員長 今、ご質問ありました件なんです、多目的という感じで、免責等もあったんですが、大分議論はされましたが、あわせて網のかからない部分をどうするのかというのは、まだこれからの検討課題だろうと。特に、そういう面では非常にこれから事業を進める上で検討の余地があるから、慎重に進めるべきではないかというような話も当然出ましたし、また来年度になりますと、減反の見直し等が出ますので、そうなりますと、また変わった展開になってくるだろうというふうに思

います。そういう面では、いろいろ中身についての話は出ましたが、今までの報告の範囲は越えなかったというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

また、マーケティング等の問題ですが、非常にロットの問題等が出ました。ただ、これから大消費地なり、いろんな形で商品を販売する場合に、非常に難しいのではないかなど。ただ、今リンゴで、増田のリンゴが海外に脚光を浴びているわけですが、そういう面も含めて、これから大いに検討していただきたいという議論がございました。

以上であります。

田中敏雄議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。1番立身万千子議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

1番（立身万千子議員） 私は、平成18年度一般会計予算に反対する立場で討論します。

国の行財政改革の重要な方策が市町村合併であって、市長の答弁でも合併は決してバラ色ではないと、一貫して言われてきました。地方の改革を含めながら、交付税そのものも減らされてきていると、今の総務委員会での報告で当局は困難さを述べられています。このように国の強引とも言える制約の中で、合併による市民の暮らしの不安を少しでも取り除くには、例えば高齢者福祉や地域の生活道路整備など、旧8市町村で展開されてきた事業をできる限り残すことが、18年度の予算編成では必要と思われる。その意味で、合併直後の激変緩和を重視する観点から、厚生委員会において私は予算に賛成しました。

しかし、全体の予算を見ると、どうしても釈然としない点があります。それは7款商工費です。これまで旧横手市で展開されてきた産業戦略ビジョンに対する総括が18年度の予算にどう生かされているのか、大変疑問があります。合併を機に旧8市町村の産業を開発していく意図で、地域産品マーケティング推進事業が新規に興されましたが、それは産業支援センターの事業の中で総合的に取り組むべきではないかと私は考えるものです。本会議での質疑に対するお答えは、産業はすぐに成果が出るものではない。もっと長い目で見てほしい。また、産業支援と地域産品、マーケティング推進というのは分野が違うというものでした。けれども私は、市長の香港シティースーパー関連の出張も含め、6款の農林水産業費における売れる米づくりをテーマとした各種事業との連携についても、もっと綿密に精査し、市民が納得のできる産業開発をするべきではないかと思えます。もちろん品目を横断的経営安定対策、そしてポジティブリスト制度といった国の強力な締めつけによって予算計上せざるを得ない事業や、観光行政の資金確保は削減するのが非常に難しいことは十分承知しています。しかし、産業経済の分野では、特にもう少し厳しい事業総括と精査の上で予算計上するべきではないでしょうか。

また私は、横手市一般職の職員給与に関する条例改正と、特別職職員の給与に関する条例改正の案に



反対をしました。合併直後の市民生活を守り、10万都市を発展させるため、通常にも増して格別なご苦勞を強いられる職員の皆さんが、市民の先頭に立って奮闘されることをご期待申し上げて、市民と行政との協働を原点からとらえ直して、ともに頑張っていきたいとの私の決意も込めて、反対討論といたします。ありがとうございました。

田中敏雄議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ありませんか。

4番木村議員。

【4番（木村清貴議員）登壇】

4番（木村清貴議員） 私は、一般質問でも述べましたとおり、特別職の減給、管理職手当のカットなどで財源を確保することより、政策的な部分で見直しを図るのが先決だという考えであります。日々職務に励んでおられる管理職の皆さんは、特に組合という防波堤もなく、手当のカットはしやすいかもしれませんが、しかし、それぞれの職責における正当な労働の対価を安易にカットすることは労働意欲の減退も懸念され、管理職以下の人材育成にも影響を及ぼし、結果的に市民の利益になるとは思いません。さらに、対象職員は生活設計すら見直さなくてはなりません。この予算は既に管理職手当30%カットが盛り込まれた予算であり、これはほとんど全部の款項目に及んでいます。しかしながら、これで作れる財源は2,100万円にすぎず、当局の言う思いやり予算は、私の目から見ると総額で7,000万円を超えています。合併による職員数削減や人事院勧告による給与引き下げはやむを得ないと受けとめますが、他市に先駆けて横手市が職員給与に手段を求めるのは理解しがたく、手段として私は最後の最後の手段だという考えであります。

財務当局が苦勞してつくり上げた予算案ではありますが、残念ながら私には賛成できかねます。反対の意思を表明して、討論といたします。

田中敏雄議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第101号平成18年度横手市一般会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する各委員長報告は原案可決であります。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄議長 起立多数であります。したがって、議案第101号は各委員長報告のとおり可決されました。

議案第156号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄議長 日程第166、議案第156号平成18年度横手市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ます。

総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 総務常任委員長 総務常任委員会に付託になりました議案第156号平成18年度横手市一般会計補正予算（第1号）の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、債務負担行為の補正であり、大森町中心部活性化施設指定管理委託ほか8件を追加しようとするものであります。

指定管理者の指定期間を平成18年度から平成20年度までとして契約をするために、今回債務負担行為を設定して指定管理委託の限度額を定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「本来の指定管理者制度は管理するだけでなく、民間の力をかりて地域に活力を与えるというのが目的だ。従来から管理を委託している方々をほとんど指定したという格好だが、本来から言えば『こういうふうに管理運営するからお任せください』という立候補制が一番望ましい。全国では公営住宅の管理運営、料金の徴収まで管理者制度を活用しているところがある。導入することが目的ではなく、制度を最大限に活用して地域を活性化させるというふうに持続的に指導することを徹底してやってもらいたいが、どうか」との質疑に対し、当局から「指定管理者の指定の期間を比較的短くしている。なるべく早く指定管理者制度の趣旨を今回管理をお願いする方々にも理解していただきたいし、市民の中でやってみたいという方々にも指定管理者制度の趣旨を十分理解していただいた上で公募できるようにするために、期間を短くしながら、よりよいもので次の指定管理者の指定に向けていきたいということで進めている。趣旨を十分生かせるように取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

田中敏雄議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第156号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 ご異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

田中敏雄議長 運営委員会開催のため暫時休憩いたします。

午後 3時50分 休憩

午後 4時40分 再開

田中敏雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号～議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄議長 日程第167、議案第1号道路特定財源制度の堅持を求める意見書についてより、日程第171、議案第5号勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書についてまでの5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号より議案第5号までの5件については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号より議案第5号までの5件については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議案第1号より議案第5号までの5件については、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議案第1号より議案第5号までの5件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第5号までの5件については原案のとおり可決されました。

議案第157号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄議長 日程第172、議案第157号横手市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第157号横手市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、機構改革に伴いまして、議会の議決を求めようとするものでございます。  
裏面をごらんになっていただきたいと思います。

第3条第2項中「水道部」を「上下水道部」に改めようとするものでございます。

附則におきましては、施行日を規定してございます。

どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

休会について

田中敏雄議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査等のため、明3月25日から26日までの2日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄議長 ご異議なしと認めます。したがって、明3月25日から26日までの2日間休会することに決定いたしました。

3月27日は午前10時より本会議を開きます。

散会の宣告

田中敏雄議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時44分 散 会